

路政關係參考判例 (一)

高坂孝三

序

一、行政裁判所と大審院の判例中道路と土地收用に關するものを集めて參考に供する。實は土地收用關係の方が多い様であるが假に路政關係と題した次第である。

二、集録した判例は大正十四年以降の分では既に改廢せられた法條に關し又は後に變更せられたものもある。例へば土地收用法第五條に所謂關係人中には收用地に在る建物の賃借人を包含しないとすの解釋は昭和二年法律第三十九號が同條第二項に「其ノ土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ有スル者」を加へる迄永年實際上の非難あるにも拘らず同條の解釋上已むを得ず行政裁判所に判例として維持せられたものである。(大正一四、三、三一宣告、昭

和二三、一、一一宣告等)。又自動車交通事業法施行前に於ける大正八年内務省令第一號自動車取締令に據る自動車運輸の營業免許に關するものなどは既に廢止せられた法令に關する例であるが、之等も或は新法の解釋に役立つものもあるので敢て之を除外しない。

昭和六年十二月三日の行政裁判所判決は土地收用に於て殘地の補償に關する起業者、土地所有者及關係人の申立なき場合に於ても收用審査會はなほ其の殘地補償の裁決を爲すべき旨を判示し之等の者の申立なき事項に關し收用審査會が其の裁決を爲さざるは當然なりとする從來の判例を殘地の收用に關する限り變更した。土地收用法第四十一條は「收用審査會ノ裁決ハ起業者、土地所有者

及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定するが故に前述の解釋が從來判例とせられて居つたのであるが、新判例は收用審査會が土地の一部の收用を裁決する場合に於ては斯かる申立なくとも殘地補償の要否は當然之を調査裁決すべき事と判示したのである。次に大審院の昭和五年一月二十九日民事聯合部判決は國道に關する事業の爲に收用せられた土地の補償金額に對する不服の訴は國の行政機關たる府縣知事を相手方とするも將又其の統轄する公共團體たる府縣を相手方とするも妨なき旨を判示し從來の判例を變更した。從來判例に於ては斯かる場合府縣知事（國）が起業者として土地所有者に對する該補償金支拂義務者であるから其の訴訟に於ても亦土地所有者は府縣知事を相手方とすべきであると解せられて居つた。然し起業者たる府縣知事が補償金支拂義務者にして訴の相手方たるは勿論であるが道路法第三十三條に於て、特殊のものを除くの外道路に關する費用は管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔とするとの法

意は道路に關する費用に付き公共團體をして國に對する支拂義務者たらしめ一旦國に支拂を爲さしめたる後更に國より權利者（本件の場合土地所有者）に支拂を爲すが如き繁雜な關係を認めたるものではなく公共團體が前記權利者に對する直接の支拂義務者なりとする趣旨と解すべきであるが故に其の訴訟に於て公共團體も當事者たる適格を有するのであると云ふのが新判例の解釋である。以上二件は集録した判例中特記すべきものに屬する。之等に依り變更せられたものも比較參考上登載し註により其の旨明にする。

三、大審院の判例には特に事件番號、判決年月日の上に大審と印す。從て何等印のないのは行政裁判所の判例である。

○土地收用法ニヨル土地物件調書作成手續ノ違法ト收用

審査會ノ裁決ノ效力ニ及ホス效果

土地收用法ニヨル土地物件調書ハ、單ニ證據保全ノ爲作成スルモノナルヲ以テ假ニ調書作成ノ手續ニ違法ノ點アリト

スルモ其ノ調書ノ證據力ヲ爭フハ格別之ノミヲ以テ收用審査會ノ裁決ヲ直ニ違法ナリト云フコトヲ得ス

(大正十三年第四號同十四年三月三十一日宣告)

○起業者ノ買收申出ニ應セサル意志表示ノ形式

起業者ノ買收申出價格ヲ不相當ナリトシ相當時價研究ノ爲確答延期ヲ求メタルコトハ起業者ノ申出價格ニテハ買收ニ應セサルノ意志ヲ表示シタルモノト解スヘク從テ起業者カ之ヲ協議不調トシテ收用審査會ノ裁決ヲ求メタルコトハ違法ニ非ス

(大正十三年第四號 同十四年三月三十一日宣告)

○起業者土地所有者又ハ關係人ノ申立サル事項ニ對スル

裁決

起業者ヨリ何等申立ナク又關係人ノ意見書中ニモ何等申立サル事項ニ關シ收用審査會カ裁決ヲ爲ササルハ相當ナリ

(大正十三年第四號 同十四年三月三十一日宣告)

(註、殘地ノ補償ニ關シテハ後出昭和六年十二月三日宣告、

同四年第二百二十九號事件判決ニヨリ變更セラル)

法 令

○土地收用法第五條ニ所謂關係人ノ意義

一、收用審査會ノ裁決當時收用土地ニ付賃借權ヲ有スルモ土地細目公告ノ日以前ヨリ之ヲ有シタリト認ムヘキ確證ナキトキハ該賃借權者ハ土地收用法第五條ノ所謂關係人ニ非ス

一、收用地上ノ家屋賃借權者ハ土地收用法第五條ノ所謂關係人ニ非ス

(大正十三年第四號 同十四年三月三十一日宣告)

(註、昭和二年法律第三十九號ハ土地ニ在ル建物ニ關シテ權

利ヲ有スル者ヲ關係人トセリ)

○町村道改築工事ノ起業者

町村道改築工事ノ起業者ハ町村長ナリ(道路法第十四條、第十七條、及第二十條參照)

(大正十三年第五百五十二號 同十四年六月四日宣告)

○町村長ノ起業者ナル場合ニ於ケル土地收用ト町村會議

員タル收用審査會ノ委員

町村長カ起業者ナル場合ニ於ケル土地收用ニ關シ町村會議

員カ收用審査會委員トシテ其ノ議事ニ參與スルハ土地收用
法第四十條第一項及第二項ノ規定ニ抵觸スルコトナシ

(大正十三年第五百五十二號 同十四年六月四日宣告)

(註、昭和二年法律第三十九號、第四十條中「市參事會員、

町村長」ヲ「市町村長」ニ……改ム)

○土地收用法第二十五條ノ期間經過後土地所有者又ハ關

係人ノ追加提出シタル補充意見書ノ審査

土地所有者又ハ關係人カ土地收用法第二十五條ノ期間經過
後ニ至リ補充意見書ヲ追加提出シタル場合ニ於テ之ニ記載
シタル意見カ該期間内ニ提出シタル原意見書ニ記載シタル
事項ノ範圍内ニ屬シ且其ノ提出ノ期日カ收用審査會ノ裁決
前相當ノ時期ナルトキハ收用審査會ハ該補充意見書ヲモ併
セテ審査スヘキモノナリ

(大正十三年第五百五十二號 同十四年六月四日宣告)

○行政訴訟ヲ許ササル事項

土木工事費ニ付町會ノ爲シタル議決及道路擴張ノ爲ニ町理
事者カ爲シタル住宅ノ買収金支出ヲ無効トスル判決ヲ求ム

ル訴ハ明治二十三年法律第百六號ニ所謂水利土木ニ關スル
事件ニ該當セス其ノ他ノ法令中此ノ如キ事件ニ付行政訴訟
ノ提起ヲ許シタル規定ナシ

(大正十四年第九十號 同十四年九月十日宣告)

○道路法第五十八條ト行政裁判法第十七條第一項トノ關

係

道路法第五十八條ノ規定ハ道路法又ハ同法ニ基キテ發スル
命令ノ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル
違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政訴訟
ヲ提起シ得ル旨ヲ規定シタルニ止マリ行政裁判法第十七條
第一項ノ例外規定ニ非ス

(大正十五年第二十二號 同十五年三月八日宣告)

○繼續費變更議案ニ對スル府縣會ノ議決權限

國縣道改修ノ繼續費變更議案ニ對シ府縣會カ既定繼續費又
ハ變更セントスル繼續費ノ内容ヲ成ス工事以外ノ工事ニ對
スル費用ヲ新ニ計上シ議決スルハ越權ナリ

(大正十四年第二百六號 同十五年三月三十日宣告)

○土地收用ニ於ケル補償ノ範圍

土地收用法ニ依リ田用水溜池ノ一部ヲ收用セラレタル者カ其ノ補償トシテ收用地ノ價格築堤ノ費用及灌漑ノ不足ニ關スル損失ヲ填補スヘキ金錢ヲ取得シタルトキハ水量ヲ原狀ニ復セシムル爲新ナル溜池ヲ築造スヘキ費用ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス

○土地收用補償金額決定ト其ノ訴訟ノ相手方

(大審 大正十五年(オ)第一六九號 同十五年五月十七日判決)

府縣知事ハ國ノ行政機關トシテ一面府縣道ノ管理者ト爲リ其ノ道路ニ關スル事務ヲ執行シ他面土地收用ニ關シ起業者ト爲リ損失ヲ被リタル者ニ對シ補償ヲ爲ササルヘカラサルモノニシテ從テ之カ被害者ヨリ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ府縣知事ハ法律上起業者トシテ訴訟ノ相手方タルヘキモノト解スルヲ妥當トス

(大審 大正十五年(オ)第一七三號 同十五年七月二十日判決)

(註) 昭和五年一月二十九日民事聯合部判決ニヨリ變更セラ

ル)

○土地收用法ニ依リ收用シ得ヘキ土地ノ範圍

公共ノ用ニ供スル市ノ營造物タル溝渠カ起業者ノ敷設セントスル軌道敷地ニ當リ而モ該溝渠ハ排水上之ヲ廢止スルコト能ハサルモノニシテ之ニ代ルヘキ溝渠ヲ設クル絶對的ノ必要アリト認メラルル場合ニ於テ該溝渠付替地トシテ最モ自然ノ位置ニ在ル土地ハ起業者ノ事業施行上必要ナル土地ニ外ナラス土地收用法ニ依リ收用シ得ルモノト解スルヲ妥當トス

(大正十五年第四十四號 同十五年七月二十日宣告)

〔判決理由〕原告ハ土地收用法ニ依リ收用シ得ヘキ土地ハ内閣カ認定シタル事業ノ施行ニ直接必要ナルコトヲ要スルルニ本件係争土地ハ訴外起業者阪神電氣鐵道株式會社ノ事業施行ニ直接必要ナルモノニ非スシテ其ノ軌道敷設ニ必要ナル土地即チ尼崎市有溝渠ノ換地ニ充テントスルモノニ外ナラス從テ該溝渠カ軌道敷地トナラサルカ又ハ其ノ敷地トナルモ尼崎市カ其ノ換地トシテ本件土地ノ取得ヲ拒ムカ如キ場合ニハ本件土地ハ起業者ノ事業ニ何等ノ用ヲ爲ササル

ハ勿論收用ノ目的ヲモ失フニ至ルヘキニ依リ此ノ如キ土地ハ土地收用法ニ依リ收用スルコトヲ得スト主張スト雖該溝渠ハ起業者ノ既設軌道敷地ノ北側ニ沿ウテ接續シ起業者カ新ニ敷設セントスル軌道敷地ニ當リ而モ該溝渠ハ公共ノ用ニ供セラルル市ノ營造物ニシテ排水上到底之ヲ廢止スルコト能ハサルモノト認ムヘク從テ之ニ代ルヘキ溝渠ヲ設クルコトハ絶對的ニ其ノ必要アリ而シテ本件係争土地ハ前示ノ如キ場所ニ於テ増設セントスル敷道ノ敷地(即チ溝渠)ノ北側ニ接續シ右溝渠ノ付替地トシテ最モ自然ノ位置ニ在ルモノト認ムヘキカ故ニ畢竟起業者ノ事業施行上必要ナル土地ニ外ナラス而モ乙第五號證ニ依レハ該溝渠ノ付替移轉ニ付テハ起業者ト尾崎市長トノ間ニ條件ヲ協定シ市長ハ其ノ付替工事ノ施行ヲ承認シタルコト明ナルヲ以テ該溝渠ノ付替及溝渠敷跡ノ軌道敷設ハ實現シ得ルモノト認ムヘク本件係争ノ土地ハ土地收用法ニ依リ收用シ得ルモノト解スルヲ相當トス

○行政訴訟ヲ許ササル事項

土地收用法第六十二條ニ依ル土地收用裁決ノ無効確認ニ付法律勅令中行政訴訟ヲ許シタル規定ナシ

(大正十五年第二百六十九號 同十五年十月七日裁決)

○起業者カ收用審査會ノ裁決申請書ニ添付スヘキ書類ノ作成手續及右手續ニ依ラサル調書ヲ裁決ノ資料ト爲シタル場合ノ效力

起業者カ土地收用法第二十三條ニ依リ收用審査會ノ裁決ヲ求ムル申請書ニ添付スヘキ同條第一項第二號ノ書類ハ同法第二十一條土地收用法施行令第六條ノ手續ヲ履踐シテ作成シタル調書タルコトヲ要スルモノニ非ス故ニ起業者ノ收用審査會裁決申請書ニ添付シタル書類カ前示法定ノ手續ヲ履踐セサル調書ナリトスルモ其ノ記載カ事實ニ相違セサル限り之ヲ採リテ收用審査會裁決ノ資料トスルモ違法ニ非ス

(大正十四年第三百三號 同十五年十月二十七日宣告)

(註、昭和二年法律第三十九號ハ第二十一條ヲ改正、第二十三條第一項ニ第三號ヲ加フ)

○道路敷地ノ買收寄附ト町村制第九十五條ニ所謂「公益

上ノ必要」右所要金額ヲ村ノ一部ニ賦課スル場合ノ適用法條

村道ヲ縣道ニ編入シテ改修スルニ付村カ該道路敷地ヲ買収シテ國ニ寄附スルハ其ノ公益上必要ナルコトニ屬ス
右公益上必要ナル寄附ヲ爲スニ要スル金額ヲ村ノ一部ニ賦課スルニ付キテハ町村制第一百四條ヲ適用スヘキモノニシテ
道路法第三十九條ヲ適用スルモノニ非ス

(大正十五年第八十六號 同十五年十二月十八日宣告)

○土地收用ノ裁決書中收用地區ノ表示方

起業者ノ申請書附屬圖面及實際ノ狀況ニ照シ收用地區ヲ定メ得ル以上ハ土地收用ノ裁決書中收用地ノ區域ヲ表示スルニ當リ一筆ノ土地ノ内一部分ノ面積ヲ表示スルニ止マルモ又實地測量ノ結果其ノ面積カ右表示ノ面積ヨリ増歩トナルコトアリトスルモ之ヲ以テ裁決書ニ土地ノ區域ヲ表示セサルモノト言フヲ得ス

(大正十一年第八十二號 同十五年十二月二十三日宣告)

〔判決理由〕 土地收用ノ裁決書中收用地ノ區域ヲ表示スル

ニ當リ一筆ノ土地ノ内收用スヘキ一部分ノ面積ヲ表示スルニ止マリ其ノ何レノ部分ヲ收用スルモノナリヤヲ明示セサルモノ之ヲ起業者ノ申請書附屬ノ圖面及實際ノ狀況ニ照シ收用地區ヲ定メ得ル以上ハ收用地ノ區域ヲ表示セサルモノト云フヲ得ス(當裁判所ノ大正元年十一月二十九日宣告明治四十五年第三百三十一號事件判決竝大正元年十一月四日宣告同年第八十五號事件判決參照)而シテ乙第一號證(裁決申請書)ノ附屬圖面ニハ本件收用地二十七筆ノ各土地ノ内收用スヘキ部分ノ區域ヲ明確ニ圖示シ且實地ニ於テ標杭ヲ建設シテ其ノ區域ヲ示シアルコトハ當事者間爭ナキ所ナルヲ以テ本件裁決書ニ一筆ノ土地ノ内一部分ノ收用地區ヲ表示スルニ當リ單ニ或ル地番ノ内收用スヘキ一部分ノ面積ヲ掲クルニ止マルモ又假ニ原告主張ノ如ク右標杭ニ依リ實地測量スルトキハ裁決書表示ノ面積ヨリ増歩トナルモノトスルモノ之ヲ以テ裁決書ニ土地ノ區域ヲ明示セス從テ土地收用法第三十五條第一項ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

○起業者ノ收用申請書中收用地區ノ表示方

起業者ノ申請書ノ附屬圖面ニ收用地ノ區域ヲ明確ニ圖示シアル以上之ニ記載セル地番カ真正ノ地番ニ符合セサルコトアリトスルモ之ヲ以テ土地收用法第三十五條第二項ニ所謂申請カ本法ニ違反スルモノト云フヲ得ス

(大正十一年第八十二號 同十五年十二月二十三日宣告)

○都市計畫法第十八條第二項ノ法意

都市計畫法第十八條第二項ハ同法第十七條ニ依リ建物其ノ他ノ工作物ヲ收用スル場合ニ於テ土地收用法ノ適用ニ付テハ該工作物ヲ土地ト看做ス旨ヲ規定セルモノニシテ都市計畫事業ノ一タル道路擴張ノ爲土地ヲ收用スル場合ニ於ケル地上工作物ニ關スル規定ニ非ス

(大正十五年第五百二十一號 昭和二年一月十一日宣告)

○土地收用法第五條第二項ニ所謂土地ニ關シテ權利ヲ有

スル者ノ意義

土地收用法第五條第二項ニ所謂土地ニ關スル權利ヲ有スル者ハ土地ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ノ謂ニシテ家屋ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ニ外ナラサル家屋ノ賃借人ハ右土

地ニ關スル權利ヲ有スル者ニ該當セス

(大正十五年第五百二十一號 昭和二年一月十一日宣告)

〔判決理由〕家屋ノ賃借人カ土地收用法第五條第二項ニ所

謂土地ニ關シテ權利ヲ有スル者ナリト謂フヲ得サルコトハ夙ニ當裁判所判例ノ存スル所ナリ然ルニ原告ハ土地收用法第五條第二項ハ之ヲ廣義ニ解シ其ノ所謂土地ニ關シテ權利ヲ有スル者ノ中ニ家屋ノ賃借人又之ヲ包含スルモノト爲スヲ妥當ニシテ必要ナリトシ從來ノ判例ハ之ヲ變更スヘキモノナリト主張スルモ右法條ニ所謂土地ニ關シテ權利ヲ有スル者トハ土地ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ノ謂ニシテ家屋ノ賃借人ハ家屋ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ニ外ナラサルニ依リ右法條ニ該當セスト解スルヲ相當ト爲スヲ以テ前示當裁判所ノ判例ハ變更スルノ必要ヲ認メス

(註、昭和二年法律第三十九號ハ土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ有スル者ヲ關係人トセリ)

○土地收用法第五十一條ノ解

收用地上ノ物件ハ原則トシテ之ヲ移轉セシムヘク土地收用

法第五十一條第二項ニ該當スル場合ヲ除クノ外所有者ヨリ
其ノ收用ヲ請求スルコト能ハサルモノトス

(大正十五年第二百七十四號 昭和二年三月十五日宣告)

〔判決理由〕原告ハ本件係争建物及造作ハ現在ノ位置ニ恰
當シ場所柄及營業ト相和シテ大ナル經濟的價值ヲ有スルモ
ノニシテ之ヲ移轉スルトキハ其ノ價值ヲ失フカ故ニ木造ナ
リト雖移轉不能ニシテ全部收用スヘキモノナリト主張スル
モ土地收用法第五十一條ノ規定ニ依レハ收用地上ノ物件ハ
原則トシテ之ヲ移轉セシムヘク所有者ヨリ其ノ收用ヲ請求
シ得ル場合ハ同條第二項ニ該當スル場合即チ移轉ニ因リ從
來用ヒタル目的ニ供スルコト能ハサル場合ニ限ルモノトス
然ルニ本件係争建物ハ普通ノ木造家屋ニシテ諸罐詰食料品
ノ販賣、支那料理業及喫茶部ノ營業ニ供セラレタルモノナ
ルコトハ當事者間争ナキ所ニシテ右家屋ハ土地收用法第五
十一條第二項ニ所謂移轉ニ因リ從來用ヒタル目的ニ供スル
コト能ハサルモノト認ムルコトヲ得サルニ依リ此ノ點ニ關
スル原告ノ主張ハ採用スルヲ得ス

法 令

○土地收用ニ關シ土地所有者及關係人ノ意見書提出ノ時
期

土地收用法第二十三條ニ依ル起業者ノ裁決申請アリタル以
上ハ土地所有者及關係人ハ同法第二十四條ノ縦覽期間ノ初
日以前ニ於テモ意見書ヲ提出スルコトヲ得ルモノト解スル
ヲ相當トス

(大正十四年第四十八號 昭和二年四月十六日宣告)

○土地收用法第五十四條ニ所謂通常受クヘキ損失ノ範圍

一、鹽田ノ一部ヲ收用シタル爲殘地ノ鹽壩ノ排列變ヘヲ要
スルトキハ之ニ要スル費用ハ土地收用法第五十四條ニ所
謂通常受クヘキ損失ニ外ナラス

一、鹽壩排列變ヘノ爲ニ採鹽業ノ休止ヲ要スルトキハ之ニ
因リ製鹽業者ノ受クル損失ハ土地收用法第五十四條ニ所
謂通常受クヘキ損失ニ外ナラス

(大正十四年第四十八號 昭和二年四月十六日宣告)

○土地收用法第五十三條ノ意義

鹽田ノ一部ヲ道路敷トシテ收用シタル場合ニ於テ道路新設

ニ因リテ鹽田作業上潮水疏通ノ設備ヲ必要トセハ之ニ要スル費用ハ起業者ノ補償スヘキモノナルコトハ土地收用法第五十三條ニ依リ明ナリ

(大正十四年第四十八號 昭和二年四月十六日宣告)

○土地收用法第五十三條ト收用殘地ノ設備

鹽田ノ一部ヲ道路敷トシテ收用シタル場合ニ於テ其ノ殘地ノ通水設備ノ要否ハ收用審査會ニ提出セラレタル事業計畫書ノ設計ニ依リ之ヲ決スヘキモノニシテ起業者ノ任意ニ作成シタル設計ニ依リ決スヘキモノニ非ス

(大正十四年第四十八號 昭和二年四月十六日宣告)

○土地收用ニヨル借地權消滅ト通常受クヘキ損失

土地ノ收用ニ因リ借地權消滅セル場合ニハ其ノ借地料カ附近ノ借地料ニ比シ相當ニシテ他ニ代地ヲ求メ得ルトスルモ借地權者ニ通常受クヘキ損失ナシト云フヘカラス

(大正十二年第七十二號 昭和二年六月二十二日宣告)

○土地收用ニヨル借地權ノ一部消滅ト殘存借地權ニ對ス

ル補償

土地收用ニ依リ借地權ノ一部分消滅シタル場合之ニ因リ殘存借地權ノ價格ヲ減シ其ノ他右殘存借地權ニ關シ損失ヲ生シタルコトヲ認ムヘキ證左ナキトキハ右殘存借地權ニ對シテハ補償ノ要ナキモノトス

(大正十二年第七十二號 昭和二年六月二十二日宣告)

○造作ノ買取代金ト土地收用法上ノ損失

借家法第五條ニ基キ家主カ造作ヲ買取ルモ相當ノ財物ヲ取得スルカ故ニ之カ爲買取代金ヲ損失スルモノト云フコトヲ得ス

(大正十四年第九十九號 昭和二年七月十四日宣告)

〔判決理由〕原告ハ借家人櫻井福太郎ニ對シ借家法第五條

ニ依リ造作買取ノ義務アリ而シテ同法ニ所謂造作トハ單ニ第三者ニ賣却スヘキ物件ヲ指スモノニ非スシテ場所營業ノ種類ニ依リ世間ニ於テ通常造作ト稱スル言葉ニ包含スル一切ノ權利ニシテ廣義ニ於テハ借家人ノ移轉料ヲモ含ムモノナルカ故ニ原告カ同人ニ對シ移轉料ヲ支拂フヘキ旨契約シタルハ相當ニシテ該移轉料ハ收用ニ因リ通常受クヘキ損失

ナリト云フモ借家法第五條ニ所謂造作ハ借家人カ家主ノ承諾ヲ得テ附加シタル疊建具其ノ他ノ有形的設備ニ限ルヘキモノニシテ原告主張ノ如ク借家人ノ移轉料ヲ包含スルモノニ非ス又其ノ買取價格ハ時價ニ依ルヘキモノナルカ故ニ家主ハ之ヲ買取ルモ相當ノ財物ヲ取得スルモノニシテ之カ爲買取代金ヲ損失スルモノト云フコトヲ得サルニ依リ原告ノ主張ハ理由ナシ

○借家人ニ支拂フヘキ移轉料ト土地收用法上ノ損失

家屋ノ賃貸人ハ借家人ニ對シ其ノ移轉料ヲ支拂フヘキ法律上ノ義務ナキヲ以テ賃貸人カ之ヲ支拂フ爲メ契約ヲ爲シタリトスルモ土地收用法上之ヲ收用ニ因リ通常受クヘキ損失ナリト云フコトヲ得ス

(大正十四年第九十九號 昭和二年七月十四日宣告)

〔判決理由〕原告ハ家屋ノ賃貸人ハ賃借人ニ對シ相當ナル

補償ヲ爲スニ非サレハ家屋ノ明渡ヲ實行セシムルコト能ハス且其ノ補償額ハ移轉ニ因リテ生スヘキ損害ヲ標準ト爲スヘキコトハ世間一般ノ事例ナルヲ以テ原告ハ收用ニ基ク家

屋移轉ノ義務ヲ履行スル必要上借家人ヲ立退カシムル爲相當ノ金額ヲ支拂フコトハ已ムヲ得サル所ニシテ該金額ハ土地收用法上所謂通常受クヘキ損失ナリト云フモ土地ノ收用ニ因リ家屋ノ賃貸借契約カ消滅スル場合ニ賃貸人ハ賃借人ニ對シ移轉料ヲ支拂フヘキ法律上ノ義務ナキヲ以テ賃貸人カ假ニ之ヲ支拂フ旨ノ契約ヲ爲シタリトスルモ土地收用法上之ヲ收用ニ因リ通常受クヘキ損失ナリト云フコトヲ得ス

○收用地外ニ在ル建物ノ軒庇ノ一部カ收用地上ニ及フ場

合ト當該建物ノ移轉

收用スヘキ土地ノ區域外ニ在ル建物ノ軒庇ヲ除去スルコトヲ要セスト認ムヘク假ニ其ノ收用地上ニ及フ部分ヲ切取ルトスルモ之カ爲該建物ヲ從來用キタル目的ニ供スルニ支障ナシト認メラルル場合ニ於テハ該建物ハ收用ニ因リ移轉ヲ要スルモノト云フコトヲ得ス

(大正十四年第九十九號 昭和二年七月十四日宣告)